

## 成年後見制度利用促進の取組みについて

### 1 成年後見制度利用促進中核機関の取組み

令和2年4月1日に設置した大田区成年後見制度利用促進中核機関では、以下の機能を充実させるため、支援者向けの手引きの作成等を通じて、本人主体の権利擁護支援に取り組んでいる。

#### 《機能》

- ①広報（成年後見制度の周知及び啓発）
- ②相談（成年後見制度及び権利擁護に係る相談支援）
- ③利用促進（受任者調整の支援、社会貢献型後見人の育成等）
- ④後見人支援（親族など成年後見人の支援）

#### 【手引きの作成】

権利擁護が必要な方々を支援している福祉・医療関係者や行政関係者（支援者）が、成年後見制度を正しく理解し、権利擁護の視点から支援に取り組むことを後押しする『支援者のための 権利擁護・成年後見制度活用の手引き』を作成した。制度に関する説明だけでなく、権利擁護が必要なケースへの気づきや早期発見のためのポイント、本人主体の支援を重要視した意思決定支援について案内する内容とした。

#### 【主な配布先】

福祉部関係各課、地域健康課、地域包括支援センター、相談支援事業所、介護支援専門員など

### 2 権利擁護支援検討会議の開催

中核機関が有する機能のうち「相談」「利用促進」を強化するため権利擁護支援検討会議を設置し、令和2年8月から月1回開催している。

#### 《内容》

支援者が対応に悩むケースや複雑な課題のあるケースについて、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門的知見や法的根拠をもとに、多角的な視点での助言を得て、本人の意思を重視した支援方針を検討している。

#### 《効果》

会議の実施により、本人への適切な意思決定支援の実現、成年後見制度の利用で本人が得られる効果の支援者による再認識、後見人等だけに負担が偏らないチーム支援の実現など、本人の権利擁護支援につながる多くの支援方針の検討が行われた。

### 3 成年後見制度等利用促進協議会の設置

#### (1) 設置の目的

大田区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用を促進すること。

#### (2) 基本的役割

地域で権利擁護支援にあたる各関係団体と地域に共通する課題を抽出し、地域において成年後見制度の利用を促進するための情報交換並びに共有の場とする（進捗管理については、「大田区地域福祉計画」と一体で行う）。

#### (3) 会議の公開

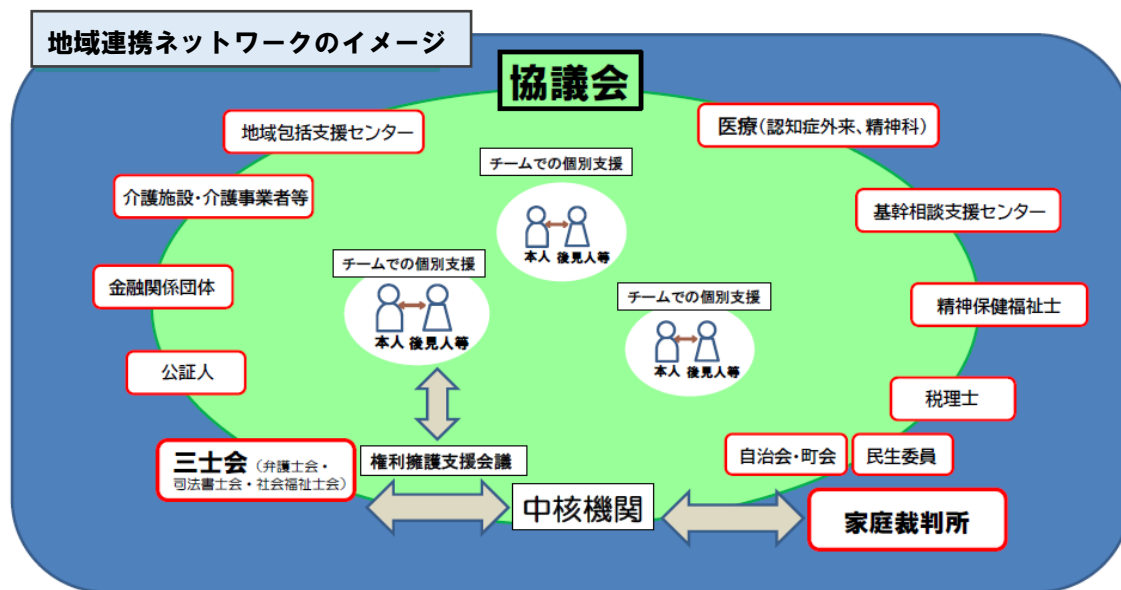
原則として公開とする。

#### (4) 委員構成

学識経験者をはじめ、法律や医療などの各専門職団体や、自治会・町会、民生委員児童委員などで構成する。

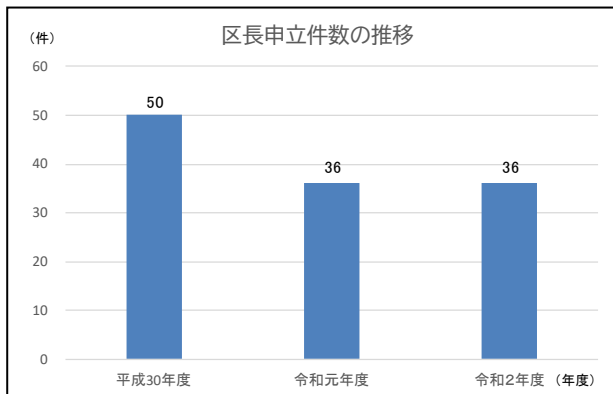
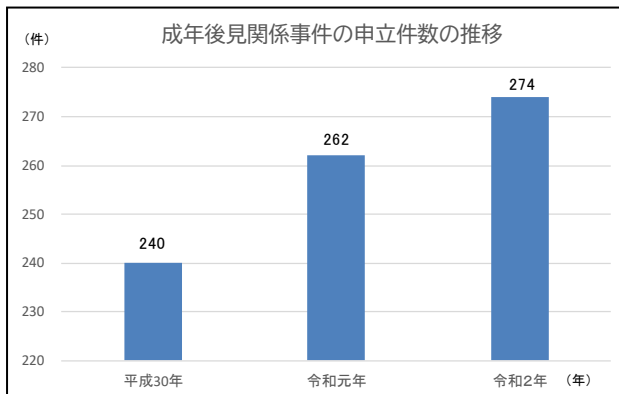
#### (5) スケジュール

毎年度2回を目途に開催し、令和3年度は8月に第1回協議会を開催する予定である。



### 4 大田区における成年後見制度申立件数の推移

大田区における過去3年間の申立件数は以下のとおりである。



※出典：東京家庭裁判所家事第1部